破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０５号
盛岡市小鳥沢１丁目18番11号
破産者　松内　正行
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６２号
福島県いわき市遠野町根岸横道71番地　株式会社丸三内、住民票上の住所盛岡市小鳥沢２丁目29番１号、開始決定時の住民票上の住所盛岡市北松園３丁目19番５号
破産者　坂本　和芳
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２６０号
埼玉県新座市野火止４丁目８番２号　メイプルタウン・新座201号室、旧住所さいたま市桜区西堀３丁目17番４号
破産者　大澤　謙治
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５６号
さいたま市北区吉野町２丁目205番地20
破産者　岡田　梨香（旧姓小野）
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
福島県郡山市図景１丁目４番６号佐藤胃腸科外科病院内、住民票上の住所福島県郡山市富久山町久保田字古町251番地の２　国分第二アパート105号
破産者　根来　正記
法定代理人成年後見人　柾谷　智徳
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第９号
茨城県結城市大字結城12050番地25　ユウキプラスパー201
破産者　三浦　悦子
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２９号
群馬県沼田市薄根町3480番地６
破産者　堀込きみ江（旧姓関和）
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
神戸市西区玉津町出合194番地の２　グリーンライフサトウ102号、前住所兵庫県明石市王子２丁目８番１号
破産者　西海　　宏
成年後見人　持田　俊介
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
広島市佐伯区五月が丘５丁目18番７号
破産者　松浦安佐子
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
香川県三豊市三野町吉津乙356番地
破産者　小野　圭一
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第７７号
北九州市小倉南区長野１丁目19番26号
破産者　大嶋みさえ
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１０６号
佐賀県唐津市神田1184番地８、前住所佐賀県唐津市鏡2985番地４
破産者　藤元　秀幸
１　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
２　一般調査期日　平成25年11月26日午後２時
平成25年10月７日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３１９号
大阪府貝塚市澤731番地エステートピア二色ノ浜101号
破産者　十河　保生
１　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
２　一般調査期日　平成25年12月24日午後２時
平成25年10月８日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
福井市木田１丁目1601番地
破産者　半田　保則
１　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
２　一般調査期日　平成25年12月24日午後０時
平成25年10月８日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１４０号
大阪府八尾市渋川町６丁目２番13号
破産者　株式会社マール金属製作所
１　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
２　一般調査期日　平成25年12月９日午後３時
平成25年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６３号
大阪府茨木市玉櫛２丁目19番16号　メゾンたちばな103号
破産者　山田　敏子
１　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
２　一般調査期日　平成25年12月９日午後３時
平成25年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７号
宮崎県小林市堤115番地１ニュー八幡原団地２―203
破産者　山下　弘美
１　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
２　一般調査期日　平成25年12月16日午前10時
平成25年10月７日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２１７号
奈良市桂木町７番104号
破産者　内　　清憲
１　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
２　一般調査期日　平成26年１月14日午前10時
平成25年10月９日　奈良地方裁判所

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２７００号
大阪市港区市岡４丁目３番17号
破産者　合資会社濱田歯切工場
１　期日　平成25年11月22日午後２時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部